



平成21年5月14日

各位

会社名 愛知電機株式会社
代表者名 取締役社長 山田 功
(コード番号 6623 名証第1部)
問合せ先 経営企画部長 小林 和郎
(TEL 0568-31-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第100回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告に関する利便性向上および手続合理化をはかるため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せて電子公告による公告ができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券は一斉に電子化されました。これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (3) 上記変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、つぎのとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (省 略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(公告方法) 第5条 当社の公告は、名古屋市において発行する中日新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由</u> <u>によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 名古屋市において発行する中日新聞に掲載して行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (省 略)	第6条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第8条</u> (省 略)</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式（以下「单元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の单元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第7条</u> (現行第8条のとおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条～第22条 (省 略)</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、必要があるときは、取締役会長1名およびその他の役付取締役若干名を定めることができる。</p> <p>② 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>③ 取締役社長のほか、取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p> <p>④ 取締役会長が、当会社を代表する場合には、第15条および第27条中「取締役社長」とあるのは「取締役会長」と読み替えるものとする。</p>	<p>第11条～第21条 (現行第12条～第22条のとおり)</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、必要があるときは、取締役会長1名およびその他の役付取締役若干名を定めることができる。</p> <p>② 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>③ 取締役社長のほか、取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p> <p>④ 取締役会長が、当会社を代表する場合には、第14条および第26条中「取締役社長」とあるのは「取締役会長」と読み替えるものとする。</p>
<p>第24条～第44条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第23条～第43条 (現行第24条～第44条のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成21年6月26日
定款変更の効力発生日 (予定) 平成21年6月26日

以 上